同項第一号中「再生可能エネルギー発電設備の区分等」を「特定調達対象区分等」に改め、同項第二号中「（第七条第三項及び第五項において「入札量」という。）」を削り、同項第五号中「（第五項及び第七条第三項において「供給価格上限額」という。）」を削り、同項第七号中「再生可能エネルギー発電設備の区分等」を「特定調達対象区分等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「前条第一項」を「特定調達対象区分等について前条第一項」に、「再生可能エネルギー発電設備の区分等」を「特定調達対象区分等」に改め、「（以下「入札実施指針」という。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

経済産業大臣は、交付対象区分等について前条第一項の規定による指定をするときは、当該指定をする交付対象区分等における入札の実施に関する指針を定めなければならない。

2　前項の指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　入札の対象とする交付対象区分等

二　入札に付する再生可能エネルギー発電設備の出力の量

三　入札の参加者の資格に関する基準

四　入札の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項

五　供給価格の額の上限額

六　入札に基づく基準価格の額の決定の方法

七　入札に付する交付対象区分等に係る交付期間

八　入札の落札者における第九条第一項の規定による認定の申請の期限

九　前各号に掲げるもののほか、入札の実施に必要な事項

第六条中「再生可能エネルギー発電設備の区分等」を「交付対象区分等又は特定調達対象区分等」に改める。

第七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（入札の実施等）」を付し、同条第三項中「入札量の」を「第五条第二項第二号又は第四項第二号の再生可能エネルギー発電設備の出力の量（以下この条において「入札量」という。）の」に改め、同条第十項中「その指定する者（以下「指定入札機関」という。）」を「推進機関」に、「ことができる」を「ものとする」に改める。

第八条の見出しを削り、同条第一項中「係る」の下に「基準価格等又は」を加え、同条第二項中「第三条第十項及び第十一項」を「第三条第十一項及び第十二項」に、「前項」を「第一項」に、「同条第十一項中「第七項」を「同条第十二項中「第八項」に、「第三条第七項」を「第三条第八項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第二条の三第十項及び第十一項の規定は、前項の基準価格等について準用する。この場合において、同条第十一項中「第七項」とあるのは、「第二条の三第七項」と読み替えるものとする。

第二章第二節中第八条の次に次の七条を加える。

（入札業務規程）

第八条の二　推進機関は、入札業務に関する規程（以下この条及び次条第二項第一号において「入札業務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　入札業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3　経済産業大臣は、第一項の認可をした入札業務規程が入札業務の公正な実施上不適当となったと認めるときは、推進機関に対し、入札業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（業務の休廃止等）

第八条の三　推進機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、入札業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2　経済産業大臣は、推進機関が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて入札業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一　前条第一項の認可を受けた入札業務規程によらないで入札業務を行ったとき。

二　前条第三項の規定による命令に違反したとき。

（帳簿）

第八条の四　推進機関は、経済産業省令で定めるところにより、入札業務に関する事項で経済産業省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

（経済産業大臣による入札業務の実施等）

第八条の五　経済産業大臣は、推進機関が第八条の三第一項の許可を受けて入札業務の全部若しくは一部を休止したとき、同条第二項の規定により推進機関に対し入札業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき又は推進機関が天災その他の事由により入札業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、第七条第十項の規定にかかわらず、入札業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2　経済産業大臣が前項の規定により入札業務の全部又は一部を自ら行う場合及び推進機関が第八条の三第一項の許可を受けて入札業務の全部又は一部を廃止する場合における入札業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

（公示）

第八条の六　経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第八条の三第一項の許可をしたとき。

二　第八条の三第二項の規定により入札業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

三　前条第一項の規定により経済産業大臣が入札業務の全部又は一部を自ら行うこととするとき。

（推進機関がした処分等に係る審査請求）

第八条の七　推進機関が行う入札業務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、推進機関の上級行政庁とみなす。

（規定の適用等）

第八条の八　推進機関が入札業務を行う場合における第六条並びに第七条第一項から第四項まで及び第六項から第九項までの規定の適用については、第六条並びに第七条第一項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定中「経済産業大臣」とあり、及び同条第九項中「国」とあるのは、「推進機関」とする。

2　前項の規定により読み替えて適用する第七条第九項の規定により推進機関に納められた手数料は、推進機関の収入とする。

第二章第二節を同章第三節とし、同節の次に次の一節を加える。

第四節　価格目標の策定等

第八条の九　経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を聴いて、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標（以下この条において「価格目標」という。）を定めなければならない。

2　経済産業大臣は、再生可能エネルギー電気をめぐる情勢の変化その他の情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、調達価格等算定委員会の意見を聴いて、価格目標を変更することができる。

3　経済産業大臣は、前二項の規定により価格目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。